

第2次鹿児島市男女共同参画計画

後 期
〔平成29年度～平成33年度〕

概要版



鹿児島市

基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる豊かで活力ある社会の実現を目指し、鹿児島市男女共同参画推進条例に示された5つの理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

1. 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
2. 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
3. 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
4. 男女が、相互に協力し、かつ、社会の支援を受け、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
5. 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

基本目標

- I 男女共同参画社会に向けての意識づくり
- II あらゆる分野における男女共同参画の促進
- III 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

計画の性格

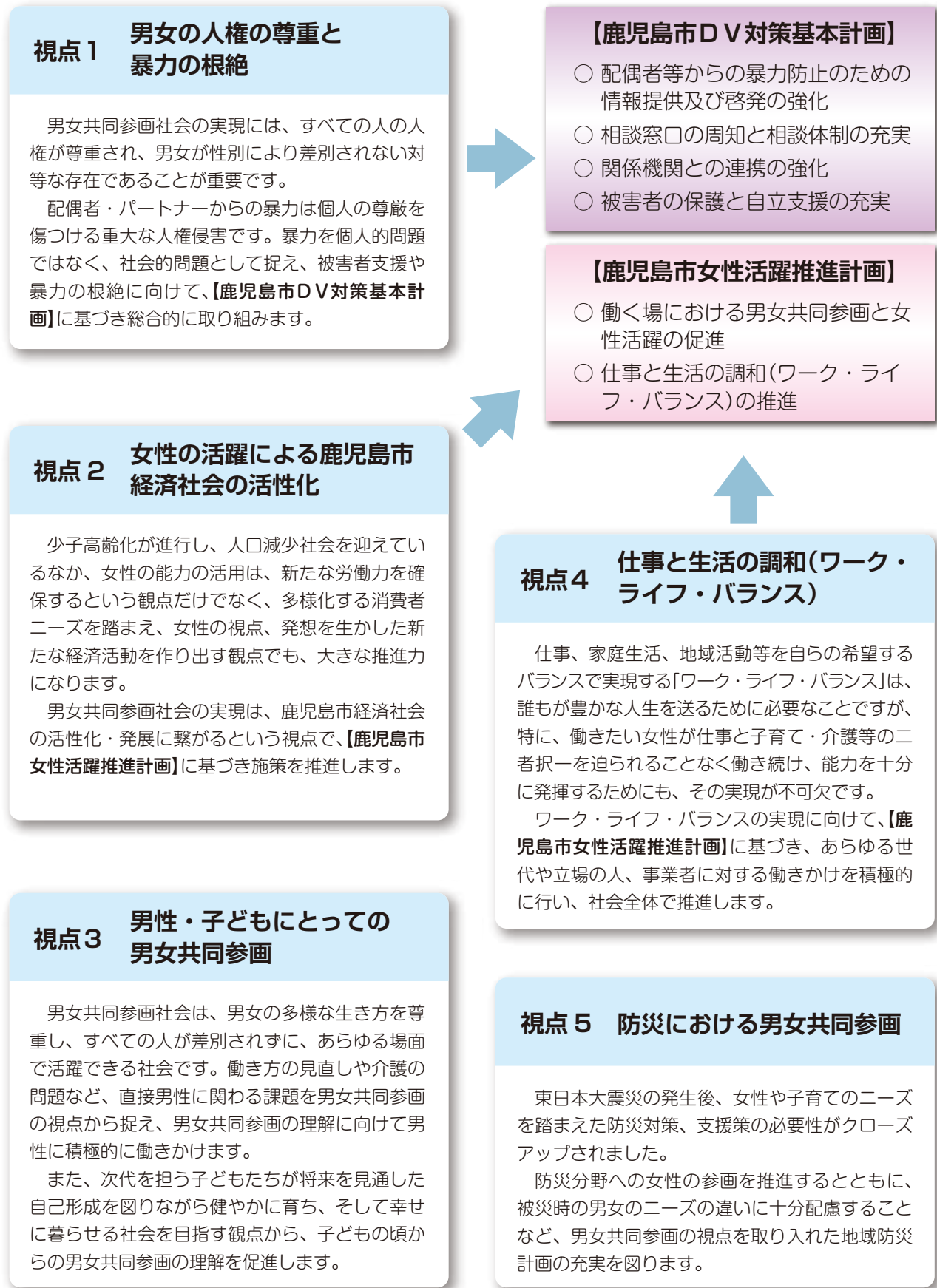
- この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、鹿児島市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく、本市の男女共同参画推進のための総合的な計画です。また、第五次鹿児島市総合計画に基づき、本市における男女共同参画の推進を目指し、基本目標である“学ぶよるこびが広がる 誇りあるまち”を実現するための個別具体の計画です。
- この計画の「II あらゆる分野における男女共同参画の促進」のうち、「II-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進」と「II-3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に位置付けられる「鹿児島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(鹿児島市女性活躍推進計画)」です。
- この計画の「III 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり」のうち、「III-1 配偶者等からの暴力の根絶」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けられる「鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(鹿児島市DV対策基本計画)」です。

計画期間

計画期間は、当初計画期間である平成24年度から平成33年度までのうち、後期間間である平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

計画の視点

第2次鹿児島市男女共同参画計画は、社会情勢の変化や市民の意識、これまでの男女共同参画計画での課題を踏まえ、5つの視点で取り組みます。



STOP THE 暴力



夫婦の間でも恋人同士でも、暴力は暴力です。つらい…と感じたら助けを求めていいんです。

身体的暴力

- ・なぐられる
- ・たたかれる
- ・物を投げつけられる
- ・けられる
- ・引きずりまわされる

など

経済的暴力

- ・生活費を渡されない
- ・お金の使い道を細かくチェックされる
- ・「外で働くな」と言ったり、仕事を辞めさせたりする

など

精神的暴力

- ・大声で怒鳴られる
- ・「だれのおかげで生活できるんだ」などと言われる
- ・親族、友人とつきあわせない
- ・無視される

など

性的暴力

- ・性行為を強要される
- ・避妊に協力しない
- ・中絶を強要する

など

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。暴力はいかなる理由があろうとも、決して許されるものではありません。

～ひとりで悩まないで、まずは相談してください～

相談窓口			
◇鹿児島市男女共同参画センター(サンエールかごしま相談室)			
☎ 099-813-0853	相談時間	火・木～日曜日・祝日 水曜日	10:00～17:00 10:00～20:00
◇鹿児島市子ども福祉課 子どもと女性の相談室(対象:女性)			
☎ 099-216-1263	相談時間	月～金曜日	8:30～17:15
◇鹿児島市谷山福祉部福祉課(対象:女性)			
☎ 099-269-8460	相談時間	月～金曜日	9:15～16:00
◇鹿児島県女性相談センター(対象:女性)			
☎ 099-222-1467	相談時間	月～水・金曜日 木曜日 日曜日	8:30～17:00 8:30～20:00 9:00～15:00
◇鹿児島県男女共同参画センター			
☎ 099-221-6630, 6631	相談時間	水～日曜日・祝日 火曜日(休館日の翌日)	9:00～17:00 9:00～20:00
◇警察総合相談電話(鹿児島県警察本部内)			
☎ 099-254-9110 または #9110	24時間対応		

※緊急時は110番に通報しましょう。

計画の体系

(基本目標)

(施策の方向性)

(推進施策)

(視点)

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革
- 2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (1) 性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発
- (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し
- (3) 男女共同参画に関する調査・研究の実施

- (1) 教育による男女共同参画の推進
- (2) 情報を活用する能力(メディア・リテラシー)向上のための取組
- (3) 生涯学習の推進と女性のエンパワーメントの促進

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 審議会等への女性の参画の推進
- (2) 女性市職員の採用・登用の推進
- (3) 女性の能力開発と人材情報の整備

【鹿児島市女性活躍推進計画】

- 2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進
- 3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- (1) 男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備
- (2) 女性活躍に向けた人材育成の支援
- (3) 多様な働き方に応じた支援と就業環境の整備
- (4) 再就職、起業、自営業等における女性の能力発揮と経営参画の促進
- (5) 職業生活における女性の活躍のための支援

- (1) ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発
- (2) 家事・育児・介護を行う労働者が働き続けられる環境の整備
- (3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

- 4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画の視点を持った地域コミュニティの形成
- (2) 防災における男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組

- 5 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調

- (1) 男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供

【鹿児島市DV対策基本計画】

- 1 配偶者等からの暴力の根絶
- 2 男女の人権の尊重と自立への支援

- (1) 配偶者等からの暴力防止のための情報提供及び啓発の強化
- (2) 相談窓口の周知と相談体制の充実
- (3) 関係機関との連携の強化
- (4) 被害者の保護と自立支援の充実

- (1) 各種相談機能の充実
- (2) 生涯を通じた男女の健康の支援
- (3) 男女の人権が尊重される社会環境の整備
- (4) 様々な困難に直面する人々への支援

視点3
男性・子ども
にとっての
男女共同参画

視点2
女性の活躍に
よる鹿児島市
経済社会の
活性化

視点4
仕事と生活の
調和
(ワーク・ライフ・バランス)

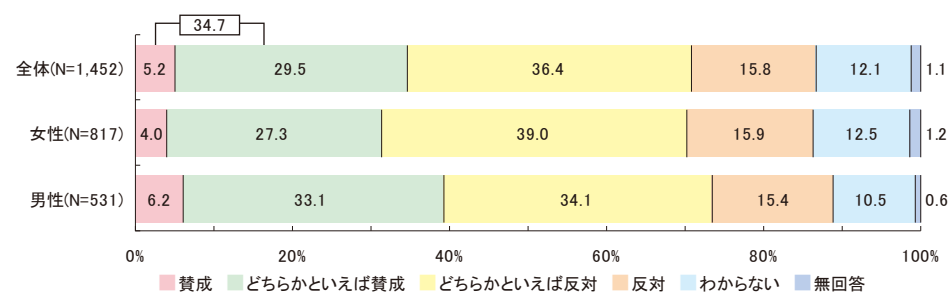
視点5
防災における
男女共同参画

視点1
男女の人権の
尊重と暴力
の根絶

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

～ 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会を目指します ～

「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担に対する考え方



数値目標

「男性は仕事、女性は家庭」という市民の割合
平成33年度 30%

市民の皆さんは

男女共同参画センターの講座・催しに積極的に参加し、一緒に男女共同参画について考えましょう。

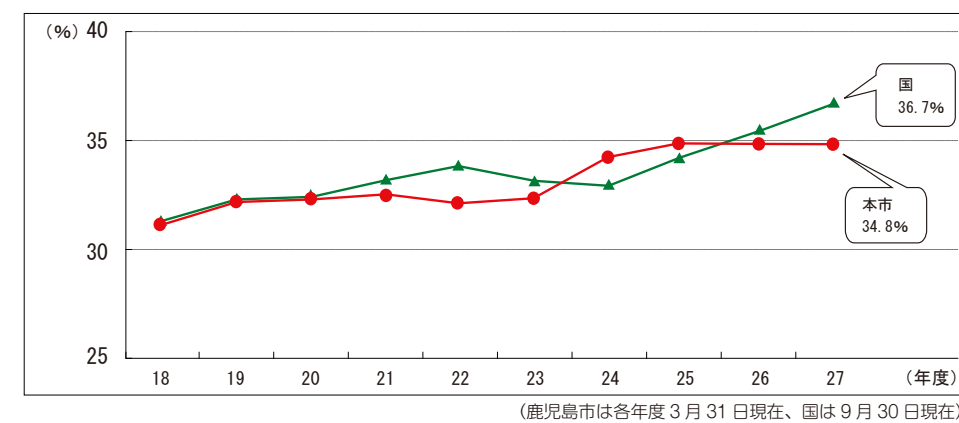
主な取組

- 個人の多様な生き方を制約する固定的性別役割分担意識を反映した制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないように、男女共同参画の理念を分かりやすく広報・啓発します。
- 男女共同参画社会の形成における男性にとっての意義と責任、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発を行います。
- 教職員を対象とした研修を充実し、男女平等の理念の浸透と意識の高揚を図り、男女共同参画、ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)の視点に立った学校教育を推進します。
- メディアに対して主体的に必要な情報を引き出し、評価・識別できるよう、情報を活用する能力(メディア・リテラシー)教育を推進します。
- サンエールかごしまを中心とした学習機会の提供と公民館活動を充実します

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

～ 男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会を目指します ～

各種審議会等への女性の参画率



数値目標

市役所における審議会等への女性の参画率
平成33年度 40%

市民の皆さんは

審議会等の公募には積極的に応募しましょう。地域において、男性優先の慣習を改め、男女ともに活動しやすい環境を作りましょう。

主な取組

- 平成33年度までに各種審議会等の女性委員の比率を40%とするために、登用計画の策定、進行管理を行います。
- 様々な分野における女性のための学習機会を提供するほか、社会参画を促進するための市民活動を支援します。
- 地域防災計画の策定・執行にあたっては男女共同参画の視点を取り入れるとともに、適切に避難所運営や被災者支援が行われるよう、防災関係者に対して意識啓発を図ります。
- 国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供します。

鹿児島市女性活躍推進計画

★働く場における男女共同参画と女性活躍の促進

職場での男女格差の有無

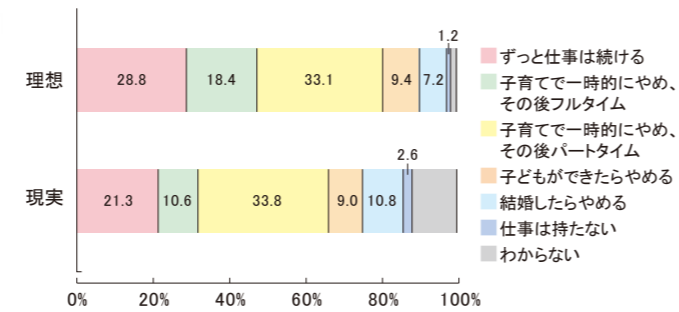
「職場で特に男女格差は無い」と38.4%の人が答えていますが、様々な格差があるという人も大勢います。

- ◆「お茶くみなどの雑用は職種にかかわらず女性がすることが多い」 ⇒ 31.2%
- ◆「女性は昇進・昇給が遅い、または望めない」 ⇒ 21.8%
- ◆「女性は補助的な仕事に従事する傾向がある」 ⇒ 18.9%

(H27年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査)

- ◆「女性の管理職への登用を行っていない」と答えた事業所 (平成27年度市勤労者労働基本調査) ⇒ 34.9%
- ◆女性管理職(課長相当職)の割合 (平成25年度県労働条件実態調査) ⇒ 11.9%

女性の仕事に対する考え(理想と現実)



現実の働き方で「仕事を(一時的に)やめる」、「仕事は持たない」を選んだ女性の理由で、特に多いのはこの2つです。

- ◆家事・育児に専念したいから ⇒ 46.2%
- ◆仕事と家事・育児の両立は大変だから ⇒ 45.5%

主な取組

- 女性がいきいきと活躍する企業の取組の好事例等の情報を収集・発信するほか、働く女性の能力開発のためのセミナー等を通して、働く場における女性活躍を支援します。
- 子育て・介護をしながら就業を目指す女性に対する情報・学習機会の提供、関係機関との連携を通して再就職を支援します。
- 起業を目指す女性に対して学習機会等を提供するほか、起業後の経営助言等の支援をします。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援します。

★仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

主な取組

- 長時間労働の削減や生産性の向上に向けた効率的な働き方を推進します。
- 男性中心型労働慣行や固定的な性別役割分担意識の見直しについて、管理職を含めて意識啓発を図ります。
- 男性の家事や育児、介護への参画を促進するために、学習機会の提供、育児・介護当事者の交流の場や情報の提供を行います。
- 延長保育、病児病後児保育など、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

市民の皆さんは

仕事中心の生活から、家庭・地域を視野に入れたバランスのとれたライフスタイルに転換しましょう。

数値目標

「職場のパパママ応援隊」参加事業者数
平成33年度 44事業者

事業所は

育児・介護休業制度について従業員等に情報提供を行い、男性も含めて取得しやすい雰囲気づくりに努めましょう。

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

～ 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会を目指します ～

主な取組

- 女性のための総合相談をはじめ、精神面で孤立しやすい男性に対する相談、自殺に関する相談など、相談体制の充実を図ります。
- 生涯を通じた心身の健康の保持・増進のための健康教育、健康相談、健康指導等を推進するとともに、労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく母性保護、母性健康管理についての情報提供・意識啓発を図ります。
- 子どもに対する暴力・虐待に対して総合的な対策に取り組みます。
- 貧困など生活上困難な状況に置かれたひとり親家庭等に対して、経済的・社会的自立を促進するために、きめ細やかな支援を行います。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対する相談体制を整備するとともに、自立を支援します。

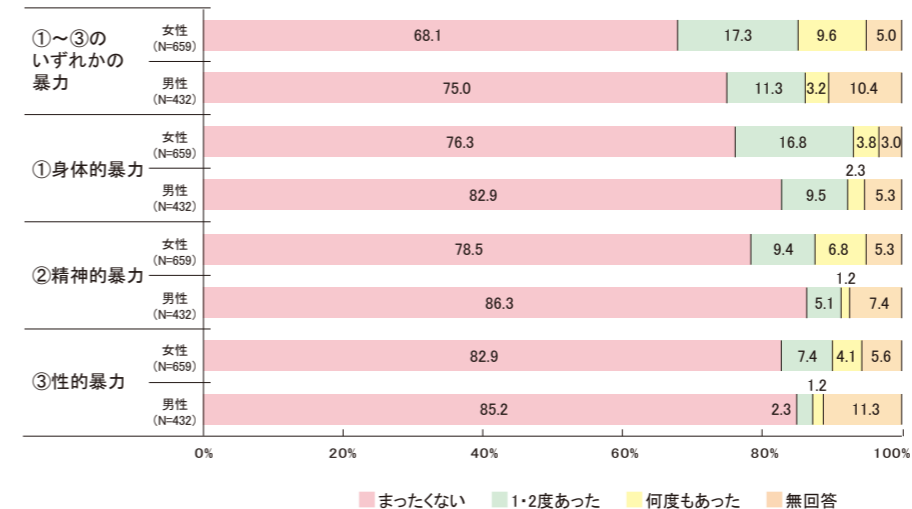
鹿児島市 DV 対策基本計画

★配偶者等からの暴力の根絶

DVは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことで、被害者の多くは女性です。暴力の要因として、男女間の経済力や社会的地位の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれている状況等が深く関わっており、男女共同参画社会の形成を阻害する社会的な問題です。

本市では、重大な人権侵害であるDVの予防啓発から被害者支援まで切れ目ない取組を進めます。

配偶者等からのDVの被害経験の有無(性別・暴力の種類別)



(H27年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査)

数値目標

「DVは人権を侵害する行為である」と思う市民の割合
平成33年度 100%

市民の皆さんは

DV(ドメスティック・バイオレンス)は人権侵害であるという意識を深め、暴力に気づいたら、警察、配偶者暴力相談支援センター等に相談・通報しましょう。

主な取組

- DV根絶のための講座や研修会、若年者向けのデートDV講演会を実施し、あらゆる場で広報啓発活動を展開します。
- 男女共同参画センター相談室(配偶者暴力相談支援センター)等の相談窓口を広報・周知します。
- 関係機関の相談員のスキルアップを図り、相談体制を充実します。
- DV被害者支援に係る関係機関との情報交換を密にし、連携を強化します。
- 職務関係者からの二次被害防止に努めるとともに、被害者情報の保護を徹底します。
- DV被害者の自立生活を支援するとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心とした本市のDV被害者の支援体制の充実を図ります。